

■ 条例案に対する意見の申出状況（令和2年度）

本委員会は、市議会から「札幌市職員給与条例の一部を改正する条例案」等について意見を求められ、これらについて意見の申出を行った。

以下の条例案については、異議のない旨意見の申出を行った。

年 月 日	条 例 案 名	概 要
R2. 6. 2	札幌市職員給与条例の一部を改正する条例案	労働基準法の改正により、賃金の請求権の時効に係る起算点が法律上明文化されたことから、当該時効に係る規定を削除する等のため、所要の改正を行う。
2. 6. 2	札幌市職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例案	児童相談所に勤務する職員のうち、児童の指導、訓練又は相談の業務に従事した者に係る福祉業務等手当の上限額を引き上げるとともに、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した職員に対して、感染症予防等作業手当を特例として支給するため、所要の改正を行う。
2. 11. 25	札幌市職員給与条例の一部を改正する条例案	人事委員会の勧告等を考慮して、期末手当の支給割合を引き下げるため、所要の改正を行う。
	札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案	
	札幌市立学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	
	札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案	本市の一般職の職員の給与改定、会計年度任用職員の任期等を考慮して、本市の会計年度任用職員の令和2年12月に支給する期末手当の支給割合については据え置く特例を講ずる等のため、所要の改正を行う。